

入 札 説 明 書

高知県立あき総合病院

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名 うみの棟・はなの棟カーテン類賃貸借
- (2) 規格及び内容等 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成 31 年 3 月 1 日から平成 36 年 2 月 29 日 (60 ヶ月)
- (4) 納入場所 高知県安芸市宝永町 3 番 33 号 高知県立あき総合病院
- (5) 最低制限価格 なし
- (6) 入札保証金 免除 (高知県公営企業局契約規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定による。)
- (7) 入札及び開札の日時及び場所

平成 30 年 12 月 26 日 (水) 午前 10 時 00 分

高知県安芸市宝永町 3 番 33 号 あき総合病院 2 階小会議室

(8) 入札の方法

- ア 入札金額は、(3) で示す借入期間の賃借料の月額を入札書に記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、2 回 (初度入札を含め 3 回) まで行う。

(9) 入札の無効

高知県公営企業局契約規程第 12 条の規定に該当する入札は無効とする。

2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成 30～32 年度競争入札参加資格者登録名簿 (物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領 (平成 7 年 2 月高知県告示第 638 号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) カーテン類賃貸借仕様書 7 要求事項 (1) 主要件の内容を満たすこと。
- (5) 別紙入札参加意思確認書 (様式 1) 及び業務実施証明書 (様式 2) を平成 30 年 12 月 21 日 (金) 午後 5 時までに持参又は郵送 (必着) により提出した者であること。

3 入札及び同等品の提示

- (1) 競争入札参加者は、予め別紙入札参加意思確認書（様式1）及び業務実施証明書（様式2）を平成30年12月21日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着）により提出すること。
- (2) 同等品により入札を行う場合は、同等品届（様式3）及び同等品のサンプルを平成30年12月21日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着）により提出し、病院の了承を得ること。

4 入札書の提出方法

入札書（様式4）は、持参又は郵送により提出することとし、電話、ファクシミリ、その他の方法による提出は認めない。

(1) 持参する場合

「1の（7）」で示す日時、場所において、投函すること。なお、代理人による入札の場合は、委任状（様式5）を持参のこと。

(2) 郵送の場合

入札書を内封筒に入れ密封・封印し、内封筒の表面に、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、開札日（平成30年12月26日）、及び入札件名（「うみの棟・はなの棟カーテン類リース契約」）を記載のうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした外封筒へ入れて封かんすること。なお、代理人による入札の場合は「入札書在中の封筒」と「委任状」を外封筒に同封すること。

郵送は、書留により、平成30年12月25日（火）午後5時までに「5」で示す場所へ必着のこと。

なお、「1の（8）のウ」の再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の内封筒に入れて封かんし、内封筒の表面には各々前記必要事項のほか、「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

5 必要とする書類の提出先及び問い合わせ先

〒784-0027 高知県安芸市宝永町3番33号

高知県立あき総合病院 経営事業課 久保・山本

電話番号 0887-34-3111 ファクシミリ 0887-34-2687

E-mail 620103@ken.pref.kochi.lg.jp

6 その他

- (1) 一般競争入札心得の各条項を熟知のこと。
- (2) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担すること。
- (3) 入札者は、入札後あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。